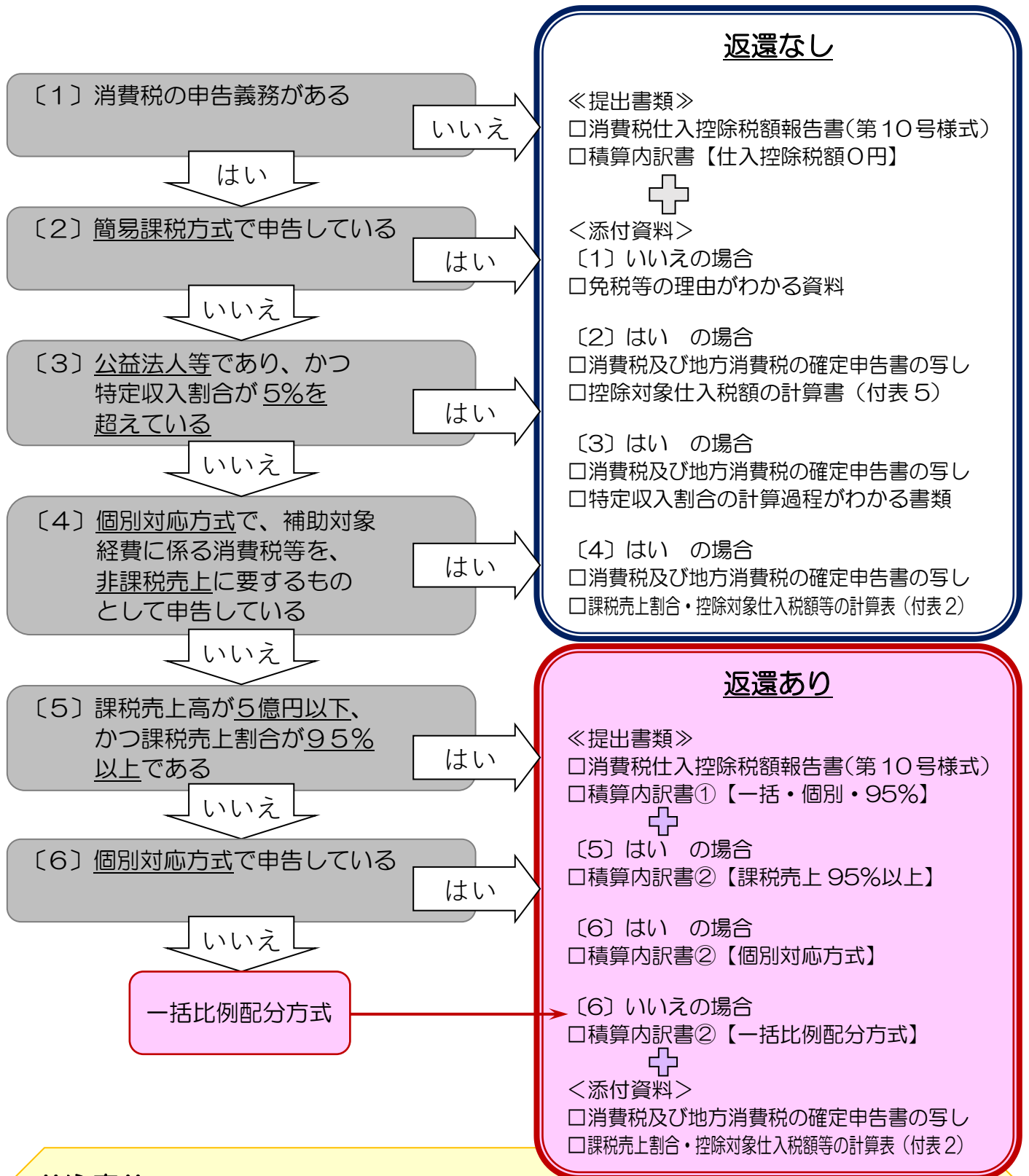


返還の発生の有無及び提出書類の確認（フローチャート）



!!注意!! 返還ありの<添付資料>について

決算月が「3月以外」のため、補助対象経費を支払った期間が2つの課税期間に分かれている場合は、それぞれの課税期間の添付資料（確定申告書等の写しなど）が必要です。

例：決算月が「12月」の場合

■課税期間

